

令和7年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金（追加募集）FAQ

【補助対象経費】				大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新：2025/12/8
No.	事業	品類	質問	回答
1	共通	共通	送料も対象か。	対象外。
2	共通	共通	教職員個人が立替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。
3	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。
4	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	いつ購入したものが対象か。	内示額の通知後～令和8年3月31日の間に購入したもののが対象となる予定です。 ※補助対象期間は変更となる場合があります。 ※契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外です。
5	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	消耗品は対象となるか。	対象外。
6	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	対象となる短期間のうちに消耗する物品の目安は？	概ね1年前後で再度の用に供し得なくなる物品。
7	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される道具。 ただし、以下の場合は対象外。 ・1台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一緒になるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» すべ台、ジャグルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具 等 «対象ならないものの具体例» 園庭に固着する砂場やブーム、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化 等
8	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。
9	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。
10	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合は対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一緒になるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・運動用具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 鉄棒、平均台、体育用マット 等
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合は対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一緒になるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、教育用アプリケーションソフト 等 «対象ならないものの具体例» コピー機、職員室の机や椅子 等
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	本箱やロッカー、道具入れは対象となるか。	教育活動の一環として、園児に整理整頓を身に着けさせるための収納用品であれば、教具として対象。管理用品としての物品は対象外。
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	職員が教育のために使うカメラやPC、タブレットは対象となるか。	教具としてであれば対象となる（園児が使う場合も同様）。ただし、ICT化支援の対象となる。教具等の業務負担を目的とするものに関しては対象外。
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要である場合は対象。
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかるもの。 ただし、以下の場合は対象外。 ・1台購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一緒になるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED、身長・体重計 等 «対象ならないものの具体例» 掃除機、洗濯機、乾燥機、オープンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫等
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	暖房器具・ストーブは対象か。	園児の健康管理のためであれば対象。ただし、埋め込み式など、施設整備に当たるものは対象外。家庭用のものなど、取り付け・取外しが安易なものは対象。（床暖房等、工事を伴うものは対象外）
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	コロナ対策としてのサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかるものであることを説明できる場合は対象。
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないものの(単品)の足し上げて10万円以上とするのは対象外。 «例» ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）⇒対象 ③ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分の日よけテントを一度に購入した場合（9万円+2万円＝11万円）⇒対象外
23	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。
24	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。
25	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	左記の費用がオプション費用としての位置づけであれば対象外。
26	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	備品として、ワイルドソフト・カメラ・ICレコーダー・スピーカー・プロジェクター・スクリーン・モニター等は対象となるか。	対象経費に示すI～IVの機能を使用するために必要となるものであって、当該備品がなければシステムの機能を使用できないものは対象外になります。
27	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	Microsoft Office は本事業のシステムに該当するか。例えば、Word等で教育に係る資料を作成するためにMicrosoft Office をパソコンにインストールする場合、これはIの機能のシステム導入とはみなすことができるのか。	Microsoft Officeは使用用途が多岐にわたるため、必ずしも園務改善のためのシステムとは言えないで、その導入だけをもってIのシステムを導入したとは言えない。
28	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。

令和7年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金（追加募集）FAQ

〔補助対象経費〕

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新：2025/12/8

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
29	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う附属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う附属品や備品の購入費は対象。	2025/12/8
30	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2025/12/8
31	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象か。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。 ※ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。	2025/12/8
32	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	システム導入にあたり必要となる備品等の購入費等を対象とする。ただし、システムを使用するために必要な備品等の更新に必要な経費も対象となる。 ※例えば以下の場合は対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替える ・主に園児が教具として使用する	2025/12/8
33	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	購入したタブレットやパソコン等の備品を園児が使用することはできるか。	購入されたタブレット等の備品については、主目的である教育に係る資料の電子化に支障のない範囲において、園児が活用することは問題ない。	2025/12/8
34	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加するための改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合は対象外。 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2025/12/8
35	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	別紙P.10の留意事項に記載のある「(やむを得ない事情による場合を除く。)」とは、どのような場合があるのか。	以下のものが考えられる。 ・システム運営会社の都合により、システムのサービスが使用できなくなる場合	2025/12/8
36	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	I～IVのいずれかの機能を有するシステムの導入経費について補助を受けた場合、5年以内にI～IVに該当する他の機能を有するシステムを導入する場合には対象となるのか。	対象となる。なお、新たに必要となる備品等の整備についても対象となる。	2025/12/8
37	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	5年間の補助制限期間の起点は、先に補助を受けた年度となるか、それとも後に補助を受けた年度となるか。	先に補助を受けた年度する。	2025/12/8
38	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	こども家庭庁の「保育所等におけるICT化推進事業」により補助を受けた幼保連携認定こども園が、本補助を受けることは可能か。また、その際には5年間の対象要件は適用を受けるのか。	補助を受けることは可能。なお、こども家庭庁の補助から文部科学省の補助を受けるまでについては、5年間の要件の適用を受けない。	2025/12/8